

事業名	要保護及準要保護児童生徒援助費補助金（学用品費等）
主管課及び関係課	（主管課）初等中等教育局児童生徒課（課長：関 靖直）
上位施策目標	<p>施策目標 2 - 1 確かな学力の育成 施策目標 2 - 2 豊かな心の育成と児童生徒の問題行動等への適切な対応</p>
事業の概要	<p>経済的理由により義務教育諸学校への就学が困難な者に対して、学用品費等を援助する地方公共団体に対して、それに要する経費について補助を行い、もって義務教育の円滑な実施を図るものである。</p>
予算額及び事業開始年度	<p>平成16年度概算要求額：7,145百万円（学用品費等） （平成15年度予算額：7,203百万円（学用品費等）） 総額：37,269百万円（平成11年度から15年度予算額の総計） 事業開始年度：昭和36年度</p>
必要性	<p>憲法においては、教育を受ける権利を定めるとともに、その実現のため、保護者に対して子女に教育を受けさせる義務を課している（憲法第26条）。</p> <p>また、教育基本法においては、国民は、その保護する子女に、9年の普通教育を受けさせる義務を負う、としている（教育基本法第4条）。</p> <p>更に、学校教育法においては、これらの義務を履行させるために、経済的理由によって就学困難と認められる学齢児童の保護者に対して、市町村は、必要な援助を与えなければならない、としている（学校教育法第25条）。これを受けて、「就学困難な児童及び生徒に係る就学奨励についての国の援助に関する法律」においては、市町村が経済的理由により就学困難な学齢児童生徒の保護者に学用品を給与するなど就学援助を行う場合、それに必要な経費の一部を国が補助することとしている。</p> <p>昨今の不況、高水準で推移する失業率等の社会状況を踏まえると、就学援助を行う市町村に対して補助を行うことは、市町村の就学援助事務が適切な規模で実施されることを確保し、国として義務教育の円滑な実施を図るために必要不可欠なものである。</p> <p>また、市町村の援助率（区域内の全児童生徒数に占める就学援助対象者の割合）は、要保護者については、平成10年度 0.73%、平成11年度 0.77%、平成12年度 0.84%、平成13年度 0.92%、平成14年度 1.05%であり、準要保護者については、平成10年度 6.37%、平成11年度 7.15%、平成12年度 8.02%、平成13年度 8.70%、平成14年度 9.73%と年々増加してきており、市町村及び国民のニーズは非常に高い。</p>
効率性	<p>本事業については、補助対象費目を学用品費、通学費及び修学旅行費等の義務教育の円滑な実施を図るための必要最小限のものに限定しており、市町村がそれに要する経費の1/2（予算の範囲内）について補助を行っている。また、国の予算上の援助率は、生活保護受給率や各市町村の援助率の実態を考慮して、毎年、見直しを行っているところである。さらに、就学援助の対象者の認定については、各々の市町村が地域の実情に応じた適切な認定を行っている。このように、本事業は効率的に実施されているといえる。</p>
有効性	<p>得ようとする効果の把握の仕方（検証の手順）</p> <p>本事業は、義務教育の円滑な実施に資することを目的としている。そのため、経済的理由による長期欠席者の状況等を把握することにより、要保護及準要保護児童生徒援助費補助金の効果を把握することとしている。</p>
性	<p>得ようとする</p> <p>経済的理由による長期欠席者は平成13年度において小学校174名、中学校342</p>

<p>達成効果の達成見込みの判断の根拠 (判断基準)</p>	<p>名(平成14年度学校基本調査)である。経済的理由による長期欠席者がこの数字に抑えられていることは、就学援助の効果を示すものとする。 (参考) 学校基本調査の「経済的理由による長期欠席者」の推移は以下のとおり。</p> <table border="1" data-bbox="328 259 1161 371"> <thead> <tr> <th></th> <th>10年度</th> <th>11年度</th> <th>12年度</th> <th>13年度</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>小学校</td> <td>166人</td> <td>143人</td> <td>149人</td> <td>174人</td> </tr> <tr> <td>中学校</td> <td>480人</td> <td>494人</td> <td>372人</td> <td>342人</td> </tr> </tbody> </table>			10年度	11年度	12年度	13年度	小学校	166人	143人	149人	174人	中学校	480人	494人	372人	342人
	10年度	11年度	12年度	13年度													
小学校	166人	143人	149人	174人													
中学校	480人	494人	372人	342人													
<p>公平性、優先性</p>	<p>補助金の分配においては、各市町村の域内の児童生徒数や生活保護(教育扶助)の受給者数等の客観的な数値を勘案して行っており、公平性を有しているものである。</p>																
<p>得ようとする効果及び達成年度</p>	<p>昨今の厳しい経済状況の中で、経済的理由により義務教育諸学校への就学が困難な者に学用品費等を援助する市町村に対して、それに要する経費について補助を行い、児童生徒の就学を保障し経済的理由による長期欠席者数を抑えるなど、義務教育の円滑な実施を図る。</p>	<p>達成年度 平成20年度評価</p>															
<p>事業継続の適否、改善点等の今後の政策への反映方針</p>	<p>昨今の厳しい経済状況を鑑みると、経済的理由により義務教育諸学校への就学が困難な者に学用品費を援助するなどの就学援助を行う市町村に対して補助を行うことは、教育の機会均等、義務教育の円滑な実施を図るため、また、市町村の援助率(区域内の全児童生徒数に占める就学援助対象者の割合)は、要保護者については、平成10年度 0.73%、平成11年度 0.77%、平成12年度 0.84%、平成13年度 0.92%、平成14年度 1.05%であり、準要保護者については、平成10年度 6.37%、平成11年度 7.15%、平成12年度 8.02%、平成13年度 8.70%、平成14年度 9.73%と年々増加してきており、市町村及び国民のニーズは非常に高く、今後においてもその事業継続が必要不可欠であり、本事業を着実に実施していく。</p>																

要保護及準要保護児童生徒援助費補助金（学用品費等）

【憲法26条】すべて国民は、法律の定めるところにより、その保護する子女に普通教育を受けさせる義務を負う。

【教育基本法第4条】国民は、その保護する子女に、9年の普通教育を受けさせる義務を負う。

【学校教育法第25条】経済的理由によって、就学困難と認められる学齢児童の保護者に対しては、市町村は、必要な援助を与えなければならない。

【就学困難な児童及び生徒に係る就学奨励についての国の援助に関する法律】

